

6月 定例会

6月2日（木）～6月22日（水）

塩尻市では
こんなことが決まりました。

審査結果の一覧は
11 ページに掲載
してあります。

概要は塩尻市議会
ホームページで確
認できます。



(提出議案)



こんなことを
審議し、決めました

市長提出

36 件

議員提出

1 件

請願

1 件

6月定例会 ピックアップ pick up

〔議案第8号〕

令和2年度社会資本整備総合交付金事業小坂田公園
市民プール解体ほか工事請負契約の変更契約の締結
について(追認)
(総務産業常任委員会付託)

全会一致
可決

変更契約について、議会の追認の議決を求めるもの。

◆概要

当初の契約の締結から計2回の変
更契約があった。2回目の変更では、
契約金額が1億5000万円を超え
ていたため、本来であれば議会の議
決を経て契約を締結しなければなら
なかったところ、変更契約に関する
条文の解釈を誤ったことにより、議
会の議決を経ずに契約を締結してし
まったことから、契約を変更契約時
に遡って有効とすることについて、
議会の追認の議決を求めるもの。

契約変更の理由は、プール解体後
に予定していた展望駐車場の整備に
必要な工事を追加したため。工事で
発生する土砂（以下、発生土）を展
望駐車場の工事に盛り土として利用
する計画だったが、発生土の含水比
が高く、地盤を支える力が乏しいた
め、土質改良を行う工事を追加した。

◆委員会Q&A

Q 変更した工法はどのようなものか。

A 現場発生土に土質改良材を混合し、適切な含水比に改良し盛土したもの。

Q ボーリング調査はしていなかったのか。土質の改良を必要とした確認方法は。

A プールの構造物があったのでボーリング調査は実施していなかった。撤去後現地の地盤を確認できたため、土質試験を行い改良の必要性を確認した。

Q P D C Aサイクルで考えた場合、どこが抜けていたのか。

A 変更協議の段階における確認、変更契約伺いの段階におけるチェック体制などであり、工事変更内部協議書へのチェック項目の追加、財政課におけるチェック体制の見直しなどにより、再発防止に努める。